

平成 27 年第 6 回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

平成 27 年 6 月 25 日 (木) 午後 2 時 0 0 分

議会棟 A・B 会議室

2. 委員の現在数

19 名

3. 出 席 委 員

	2 番 中 村 良 男
3 番 須 藤 喜 一 郎	4 番 三 須 清 一
5 番 齋 藤 隆	6 番 染 谷 智 一 郎
7 番 新 堀 政 夫	8 番 渡 辺 陽 一 郎
9 番 森 正 昭	10 番 阿 曾 敏 夫
11 番 齊 藤 剛 広	12 番 大 野 木 奥 治
13 番 小 池 良 雄	14 番 早 川 真
15 番 江 原 俊 光	16 番 高 田 勝 禱
17 番 渡 邊 光 雄	18 番 川 村 泉 治
19 番 増 田 勝 己	

4. 欠 席 委 員

1 番 掛 川 正 治

5. 出席事務局職員

次 長	木 村 孝 夫
次長補佐	落 合 敦
農地係長	富 塚 隆 則

6. 欠席事務局職員

局 長	海 老 原 美 宣
-----	-----------

7. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第5条）

報告第4号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について

報告第5号 生産緑地のあっせんについて

報告第6号 婚活事業「あびこ de 農家と婚活」について

議長 それでは定刻となりましたので開会したいと思いますけど、その前に事務局より資料の追加がありましたので説明をお願いします。

事務局 皆様のお手元に本日配布させていただきました追加の資料につきまして確認をしたいと思います。

まず「あびこ de 農家と婚活」、この報告ですね。これが1枚。

それと、先般5月25日に行われました総会において、農業委員会の研修、農地を中心とした課税のしくみ、こちらの質問の回答が課税課からありました。それをまとめたものが1枚。

それと追加報告というのがございます。これにつきましては一昨日、6月23日に急きょ公園緑地課のほうから農地のあっせんについての依頼がございました。回答期限が8月18日です。来月の総会で報告したのではあまりにも期間が短いということで、急きょ今月の総会で追加報告というかたちで提出させていただきました。よろしくお願ひいたします。

それと、農業委員の視察研修及び委員会だよりのアンケートがあると思います。こちらにつきましては閉会后、事務局のほうより再度詳しくご説明をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長 ただ今から平成27年第6回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員18名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

14番 早川真委員

15番 江原俊光委員

よろしくお願ひいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名いたします。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。本日ご審議いただく案件は議案第1号の1議案です。

議案第1号は「農地法第4条の規定による許可申請について」です。申請件数は1件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成27年6月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料も併せてお開きください。

申請農地は中峠字下根古屋原地先の畑一筆、面積は257m²です。

議案資料4ページの位置図をご覧ください。申請地はJR湖北駅の北約600mのところ
に位置しています。申請地に近接している自ら経営しているアパートの駐車場需要等に対応するために、新たに11台分の駐車場を設置するものです。駐車場整備のため31m³の盛土を行い、その上に碎石50m³を敷き詰める計画です。

整地費など105万5,000円は全額自己負担で賄い、これについては金融機関の残高証明により確認しています。

事務局からは以上です。

議長 続いて、高田第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 座らせていただきます。議案第1号について調査結果を報告します。

申請地の農地区分については、市街地化が見込まれる区域で小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。駐車場は盛土及び碎石を敷いて整備します。雨水については敷地内自然浸透で処理するとのことです。なお、隣地の農地所有者は申請人のみです。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では農地法第4条の立地基準や目的実現の確実性、資金力などの一般基準に適合していると認められることから全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

議長 これより議案第1号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することにいたしました。

以上で審議案件についてはすべて終了いたしました。

高田調査会長は自席にお戻りください。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は議案書の第1号から第6号までの6本、及び、冒頭に富塚係長より追加説明がありました分の合計7本となります。

議案書は2ページからとなります。

報告第1号は農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分で、6件受理しました。転用目的・事由は、整理番号1及び4が駐車場で、そのほかは宅地です。

続きまして、議案書4ページ、報告第2号は農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分で、6件受理しました。転用目的・事由は、いずれも宅地です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

次に、議案書の6ページ、報告第3号は千葉県農業会議の諮問に対する回答についてです。平成27年6月12日に農地法第5条関係の2件を諮問し、許可相当との回答がありました。

続いて、議案書7ページ、報告第4号はあっせん譲受等候補者名簿の登録についてです。農業経営基盤強化法に基づく農用地利用計画集積計画の規定により、農地を取得する場合などでは税制上の軽減措置を受ける条件に名簿登録があるため申請があったものです。

続いて、議案書8ページ、報告第5号は生産緑地のあっせんについてです。我孫子市長より平成27年6月4日付けで生産緑地のあっせんが求められています。この中里字別当地先の4筆について、皆さんのお近くに農地として取得したい方がいれば来月の総会までに事務局にご連絡ください。

続いて、議案書9ページ、報告第6号は婚活事業「あびこ de 農家と婚活」についてです。去る6月7日に男女各11名の参加で社会福祉協議会との共催により実施しました。なお、当日5組のカップルが誕生しました。本日お配りした追加資料で概要を報告しています。

最後は追加した報告第7号です。第5号同様、生産緑地のあっせんについてです。我孫

子市長より平成 27 年 6 月 23 日付けで生産緑地のあっせんが求められています。この中里字別当地先の二筆についても、皆さんのお近くに農地として取得したい方がいれば同じく来月の総会までに事務局にご連絡ください。

報告は以上です。

議長 報告第 1 号から 7 号までの報告に何かご意見がありましたら挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 報告第 4 号あっせん譲受等候補者名簿について質問いたします。この名簿登録の番号 53 というのはどういう順番でつけているんですか。

議長 これについて事務局。

事務局 お答えします。これにつきましてはずっと登録順の番号、通算の番号ということになります。

阿曾敏夫委員 実は私もこれ、平成 23 年の議事録をちょっと気が付いたので調べてみたら、報告じゃなくてその当時は審議事項として審議されていたんですよ。平成 23 年の 3 月 25 日の議案書によれば。いつから報告で事務処理するようになったのか。当時は総会で皆さんの意見を求めますとなっていて審議事項として議案に提出されていたものが、あるときから報告しますというかたちで処理されているんですね。どういう経緯でなったか、その辺のところをひとつ分かったら説明をお願いいたします。

議長 変更の過程。事務局。

事務局 こちらでも確認していますが、23 年の時には確かに議案としてかけたんですけども、平成 24 年から 25 年にかけて会議規則の見直し等を行った時があったと思うんですけども、その時にいろいろ整理して、それ以降は報告ということになった。理由としましては、恐らくあっせん登録というのは法に定められた事務じゃないということと、実際にあっせんというか、農地を移動するときには農業委員会できちんとした審査をやるということで、一般の農家の方であれば登録として受け付けるのが妥当だろうというような話でなったことだとは思いますが、実際に我孫子市でこんなあっせん登録というのは、農地を売った方の税金を軽減するために、主に使われているのが実情になって、本来の農地を買いたい、農地を売りたいという人の両方の意向を農業委員会で調整し

てあっせんするという意味合いはあまり我孫子の農業委員会でやられてないもので、事実上、先ほど言いましたように、実際に農地を移動する時には農業委員会でしっかり3条なり基盤強化なりで審議するということもありまして、こういうかたちで整備されたんではないかと思っております。

阿曾敏夫委員 関連ですが、私ら、当時のことが記憶にあるんだけど、審議事項が簡素化というか、そういうために報告案件にしたんだというような説明でございまして、結局、生産緑地という目安は都市部の人が行うんだよね。それが農業委員会に来た時、農業委員会としても我孫子市生産緑地法買取申出証明事項に関する規定、平成8年の7月16日に農業委員会として訓令第2号で出している。訓令第1号はどういうふうに出しているんですか。

議長 その辺分かりますか。

事務局 ちょっとそこまでは確認しないと分からないですね。一応農業委員会に関するほうでは、生産緑地法に関する事務については農業委員会で取り扱う。実際それは主たる従事者の証明ということで、それ以外は市街化区域の農地ではあるんですけども、一般的な話としまして農業委員会で耕作放棄地なんかであれば指導するという話ぐらいしかちょっと今は思い浮かばない。ちょっと第1号については確認しないとすぐには分からないです。

阿曾敏夫委員 次回までにひとつ、訓令第1号について。皆さんにも訓令として、私は2号は持っているんだけど、訓令第1号がどんな内容だかね。当時とにかく総会の議決案件、審議事項が、ある時から今度は報告案件だとかたちで事務処理するようになったのは、私からすればどこでどういう手続きをしてやったんだか分かりませんが、それは理解しますけどね。そういうふうな簡素化だとかたちだけ。当時は総会の議決事項として皆さんに諮って。反対する人は、皆さんが特に申し出した人のために生産緑地法というのはできているんだからあれだけ。いつ、どういうふうにしてそういうふうな。報告案件に切り替わった経緯だけはね。だからどんな訓令の基に。訓令というのは上級機関から下級機関に命令的なもので処理してできるわけだけだね。

議長 その辺について、富塚君、何か調査したものはありますか。

富塚農地係長 このあっせんの名簿に関しましては、生産緑地うんぬんというよりもい

いわゆる我孫子市農地移動適正化あっせん基準というのがございまして、この中で一応あっせん名簿を作成するものとするというかたちでうたわれています。そもそも何を基にこのあっせん基準ができていたかという、農業委員会に関する法律第6条第2項、これを基に作られています。この6条の2項というのは農地の集積等を図るために農業委員会はあっせんといったものを行うことができるというかたちでうたわれています。

今のお話の名簿に登録する、登録しないにつきましては一定の要件があって、その要件を満たさなかった場合には登録はできない、満たした場合のみ登録できるといったものではございません。また、このあっせんの登録者名簿に登録されたら無条件に農地の所属ができる、いわゆる無条件に所有権移転ができるというような意味合いのものでもございません。むしろこれに基づいて農業委員会があっせんを行おうとした場合が重要になってくると思います。あっせんする際にこの要件をはたして満たしている方なのかどうか、あっせん基準に基づいて当然審議を行わなければならない事項ではないかと思われま

す。このあっせん基準の中でもあっせんを行わない場合、いわゆるあっせんできない要件といったものもうたわれております。簡単に申し上げますと、例えば農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実があるとか、もしくは不動産業者が介入していると認められる場合であるとかです。名簿に登録するか、しないかというのは、私がちょっと調べた限りでは審議する内容、事項ではないのかなという、そういった経緯もあって、見直しのときに報告事項にされたのではないかということが予想されます。

あっせんを農業委員会で行うといった際には当然農地法第3条なり基盤強化法なりで行うわけですが、そのときにはそういった法令を厳守して、農業委員会で慎重に審議してあっせんを認める、認めない、許可する、許可しないというのを決定することが重要だと思われま

す。以上です。

議長 今の説明でどうですか。

阿曾敏夫委員 それに関連して。実際、当農業委員会としても生産緑地というのは都市部の仕事としてやっているやつがたまたまこっちが、市で買取請求やったり何か、こっちにいろいろ事務の流れで来るわけで、訓令というかたちで戻っているわけなんだけど。だからこの間の固定資産の問題と同じように、やはり生産緑地についても勉強会じゃないけどもやってもらいたいなと思って。都市部の仕事のやつの下請だけがこっちにね。

議長 そうですよ。現況の都市計画のそういう方向もね、いろいろ。

阿曾敏夫委員 いや、皆さん思ってもね。私も都市計画審議会をやっていて、その席で生産緑地、去年だったか、追加のあれ、修正をやっていたじゃないけど、いろいろ問題が出ているんです。だから、農業委員会としては審議事項が今回報告案件になったということは簡便になったといえれば簡便でいいかもしれないけど、総会の議決要件がある時から変わったということも一大改革ですからね。その辺のところ。都市部でやっている仕事がかっちに来るわけだからね。ぜひ勉強会というか、生産緑地のこういうふうなやつ買取請求というか、向こうへ出すやつが都市部へ1回出してそれからかっちに来るわけだからね。その辺、会長どうなんですか。

議長 そうですね。都市計画はこれもね、農地行政、私どもと関連していることがほとんどでね、これはぜひともそういう方向でやったほうがいいと思います。そういう機会を持つように進めてまいります。

阿曾敏夫委員 実際のところ、訓令2号なんてやつを私持っていますけども、訓令になったとき、急に行政規則でやってね、下請のいちばん辛い仕事をこういうところでやっていて。ぜひね、ひとつ農業委員会としても生産緑地、平成4年の中で指定してあるんだけど、去年の11月ごろですか、追加の生産緑地指定もかなり増えていますからね。

議長 ぜひともそういう機会を作るよう進めてまいりたいと思います。
そのほか意見ありますか。

渡邊光雄委員 いいですか。

議長 渡邊光雄委員。

渡邊光雄委員 今の生産緑地の件ですけど、今ほとんど都市開発入ったところはあれになっていますよね。それに大体みんなの税金が非常に安くなってやっているわけですが、どれぐらい今まであっせんをやったんですか。農家としては値段が高くてほとんど買えないんじゃないですか。もうほとんど市街化の、農地として売ろうというよりは、都市開発のための宅地としての利用は考えられるかもしれないけど、農地としてはほとんど買えないんじゃないですか。

渡邊光雄委員 うん、だからさ。

染谷智一郎委員 その過程があつて初めて最終的に現実に市の買い取りもない、それからあつせんもないということで、個人で適当に対処しますから処分してください、処理してくださいという流れがあるんだよ。やっぱり農業委員会はそういう一つの流れの中の信頼機関なり対応する機関でもあるわけなんだよね。いいとか悪いとかじゃなくて、それはそういうような決まりなんだよね。

渡邊光雄委員 だからね。

染谷智一郎委員 そういうような流れがないと、結局、生産緑地も個人的に処分はしませんよということなんだよね。

渡邊光雄委員 主体はあれは市町村でしょ。公共用地としての利用が最優先になる。

染谷智一郎委員 うん、だから。

渡邊光雄委員 その次に農地ということになるんだろうけど。

阿曾敏夫委員 共有地で今まで買ったことない。

渡邊光雄委員 ないよね。

染谷智一郎委員 まだ今までは農地として利用しないと買えないわけだよね。

渡邊光雄委員 まあ。

染谷智一郎委員 買ったから。

議長 暫時休憩とします。

(暫時休憩)

議長 再開します。

質問のある方は挙手を願います。そのほか何かございませんか。

(なし)

なければ事務局。

(なし)

質疑がないものと認め、本日の議案審議、報告事項、すべて終了しました。

これもちまして、我孫子市農業委員会平成 27 年第 6 回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人